

第2章 行財政改革に対する基本方針

I 行財政改革に対する基本姿勢

昨今の厳しい社会経済情勢や国や地方の厳しい財政状況を踏まえると、「さらなる行財政改革」を進めていく必要がありますが、これまで進めてきた歳出削減を中心とする改革には限界があります。

今後の行財政改革は、現在の限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的かつ効果的に機能させた行財政運営を維持しながら、多様化する住民ニーズに応えるべき施策を進めていかなければなりません。

そのためには、行政が主役となるまちづくりから住民との協働によるまちづくりへ、また、従来からの歳出削減を中心とする改革と、住民満足度の向上を目指す「質の改革」を併せて行っていくことが必要となります。

地方自治体の使命である「住民福祉の増進」と「行政運営の効率化」を踏まえた行財政改革を行うことで、総合計画に掲げる基本理念「水と緑のうるおい 人の営みが奏でる未来のふるさと」の実現を目指します。

また、行財政改革は一過性ではなく継続して取り組んでいく必要がありますので、大綱に掲げていない項目であっても、今後の社会経済情勢の変化に対応すべき項目については、十分な協議検討を重ね、追加変更等を加えながら実行ある改革を目指していくこととします。

1. 地方自治体の使命

地方自治の基本原則に立ち返り、さらなる住民サービスの向上に努めるとともに、限られた資源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要です。

【参考：地方自治法】

・第1条の2第1項

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

・第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

・第2条第15項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

2. 当町の目指すべき方向性

総合計画の基本理念である「水と緑のうるおい 人の営みが奏でる未来のふるさと」を実現するため、大綱では目標を「～さらなる改革～ 活力あるまちを目指して」とします。住民と力を合わせたまちづくりを進め、住民・行政双方が目標達成感を感じられるような行政運営を目指します。

Ⅱ 行財政改革を進める上でのポイント

1. 経済活性化（中長期的な税収増加策）の必要性

危機的な財政状況を改善するために歳出の削減は必要ですが、これにより大きく住民サービスが低下することのないように留意しなければなりません。そのためには、引き続き町内企業等を支援し、さらには町外から人や企業・投資を呼び込むことにより、経済の活性化や雇用創出に向けた新たな取り組みが必要となります。そのことが結果として、中長期的な税収増加をもたらし、住民サービスを継続することにつながります。

2. スクラップ&ビルド

将来予想される収支不足及び新たな投資は、一部の事業の見直しで対応できるものではなく、根本的な財政構造の見直しを進めなければなりません。そのため、既存の事業をまったくの白紙に戻し（オールスクラップ）、当町として真に必要な事業のみを再構築（ビルド）していくことを徹底していきます。

3. コスト意識の導入

住民サービスの提供方法に改善の余地がないか検討することにより、質の高いサービスを提供していきますが、行政内部ではサービスコストの削減を徹底します。限られた財源の中でサービスを確保するためには、効率性を重んじ、無駄のない事業の執行を図ることが不可欠となります。

4. 透明性の確保とアカウンタビリティ（説明責任）の実現

行財政改革の対象となる事業は、行政内部の事務にとどまらず直接的に住民に関連する事業も少なくありません。近年の行政手法は、情報公開制度の浸透から住民との情報共有は当然のことであり、住民に利害関係をもたらすことについては、十分な対話や説明が必要です。

Ⅲ 大綱の基本方針

基本方針 1 住民と力を合わせたまちづくりを進めるために【住民協働の視点】

基本方針 2 効率的かつ効果的な行政運営のために【行政経営の視点】

大綱では、当町の行財政改革の目指すべき方向性について、2つの基本方針、「住民と力を合わせたまちづくりをすすめるために」、「効率的かつ効果的な行政運営のために」を定め実施していくこととします。

1. 各基本方針について

(1) 住民と力を合わせたまちづくりを進めるために【住民協働の視点】

地域における公共・公益的なサービスのすべてを行政が提供するという行政主導型の発想ではなく、公共的サービスの担い手として期待される区・NPO・住民団体など多様な主体への支援体制を構築し、力を合わせて（協働）解決できる諸課題については、協働で課題解決にあたり、地域の特性を活かしたまちづくりを進めます。

また、社会情勢の変化や、多様化する住民ニーズを的確に把握し、住民にとって便利で利用しやすい、質の高い住民サービスを提供するために窓口業務の改善や接遇マナーの向上に取り組み、情報通信技術を積極的に活用し、住民も一緒になって参加できる環境づくりに努めます。

(2) 効率的かつ効果的な行政運営のために【行政経営の視点】

成果を重視した自治体経営の構築を目指し、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的かつ効果的にマネジメントできる体制を整備し、持続可能な行政運営に取り組んでいきます。また、実践に向けた職員の意識改革や人材育成を行うための仕組みづくりを行います。

厳しい財政状況の中で、少子高齢化に伴う福祉政策や子育て支援など高度化・多様化する行政課題に適切に対応することが求められており、自立かつ持続可能な自治体経営を行うためには、財政の健全化・弾力性を維持していくことが重要です。

最小の経費で最大の効果を上げるため、スクラップ&ビルドの徹底により、歳入の見直しを図るとともに、あらゆる行政経費を精査し、歳出の見直しに努めます。

第3章 行財政改革における具体的取組項目

I 「住民と力を合わせたまちづくりを進めるために」における改革の柱と方向性

基本方針1 住民と力を合わせたまちづくりを進めるために

1. 協働のまちづくり

- (1) 住民活動が行いやすい環境づくりを進めます
- (2) 協働のための仕組みづくりを進めます

2. 住民サービスの向上

- (1) 質の高い住民サービスを追求します

1. 協働のまちづくり

地域主権により、地方自治体は自己決定と自己責任のもと、地域の特性を活かして地域の実情にあったまちづくりを行っていく必要があります。住民と行政が協働していく「パートナーシップ型のまちづくり」が求められています。公共的サービスの担い手として期待される区・NPO・住民団体など多様な主体が自主性を尊重しあいながら力を合わせて解決できる諸課題については協働で解決にあたり、地域の特性を活かしたまちづくりを行政と一体となって進めていく協働の仕組みづくりを進めます。

(1) 住民活動が行いやすい環境づくりを進めます

地域社会の抱える様々な問題に対して、住民と行政が協働して取り組んでいくためには、住民の自主的な活動が活発に行われていく必要があります。行政は住民活動が行いやすく、パートナーとして自立・発展していくような環境づくりに取り組む必要があります。

そのため、地域づくりや地域課題に主体的に取り組むという自治意識を高めるための啓発や様々な活動に積極的に参加するための場の設定など、住民活動が行いやすい環境づくりを進めるとともに活動団体の自立に向けた活動支援を進めます。

【取組項目】

- ①人材育成を進めます。
- ②住民活動に関する情報の収集と提供を積極的に行います。
- ③住民活動団体等への支援を進めます。

(2) 協働のための仕組みづくりを進めます

住民と行政が協働でまちづくりを進めていくためには、十分な合意形成やコミュニケーションのもとで互いを認め、ともに学び、ともに育んでいこうとする意識改革や協働事業の実例を少しずつ積み重ねていくことが重要です。

そのため、住民が町政へ参画できる機会（パブリックコメント、おでかけ町長室、地区懇談会、審議会への委員公募等）の充実と、「解決方法をともに考え、協力しながら取り組んでいく」という仕組み（体制）づくりを進めます。

【取組項目】

- ①住民参画の機会を充実します。
- ②協働を行うための体制づくりを進めます。

2. 住民サービスの向上

住民に最も身近な基礎自治体として、住民の満足度を高めていくために、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズを的確に把握した住民サービスを提供することが必要です。利用する住民の目線に立ち、効率性の視点も留意し、住民サービスの提供体制と接遇マナーの向上に努めます。

(1) 質の高い住民サービスを追求します

住民サービスの向上を図るためには、住民と行政の接点である窓口等の利便性向上が不可欠です。

そのため、情報通信技術の活用を積極的に進めるとともに、利用する住民ニーズにあったサービス提供手段への改善を進めます。

また、住民が利用する窓口環境の改善や接遇マナーの向上など、住民目線に立ったサービスの充実・改善に努めます。

【取組項目】

- ①住民サービスの提供体制を見直します。
- ②窓口環境の改善を進めます。
- ③接遇マナーを向上させます。

II 「効率的かつ効果的な行政運営のために」における改革の柱と方向性

基本方針 2 効率的かつ効果的な行政運営のために

1. 経営の仕組みづくり

(1) 目標達成型の行政経営を進めます

2. 組織・人づくり

(1) 組織の充実と人材育成を行います

3. 財政運営の健全化

(1) 歳出の見直しを行います

(2) 町税等の収入（自主財源）の確保に努めます

(3) 施設のあり方の検討を進めます

1. 経営の仕組みづくり

社会経済情勢の変化により、地方自治体の自立性や自主性が求められる地域主権が進んでいます。そのため、成果を明確にした計画づくりと目標設定を重視した施策の推進を行っていくことで、自立した自治体経営を行います。

(1) 目標達成型の行政経営を進めます

地域主権時代に対応するためには、業務管理型の自治体運営から「目標達成型の自治体経営」を行うことが必要となります。

そのため、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のサイクルを構築し、各課等が目標設定を行った上で事業を実施するとともに、事後評価を行うことで次年度以降の改善につなげる必要があります。その上で事業の選択と集中を行い、限られた資源を効率的かつ効果的にマネジメントできる仕組みづくりを構築します。

【取組項目】

- ①業務管理型の行政運営から目標達成型の行政経営へ転換します。
- ②計画・実行・評価・改善のサイクルを構築します。
- ③課・係・職員の目標設定による施策推進を図ります。
- ④事務の簡素化・効率化を推進します。
- ⑤財政指標による目標を設定します。

2. 組織・人づくり

社会経済情勢の変化や多様な住民ニーズに対応した施策を進めるためには、効率的かつ効果的に事業展開ができるような組織体制と、これまで以上に強い責任感を持って目標を達成していく人材が必要です。

そのため、職員の能力開発や意識改革、職場環境の改善を進めることで、職員が最大限の能力を発揮できる組織づくりを進め、高い資質と能力を備えた人材を育成します。

(1) 組織の充実と人材育成を行います

地域主権に対応した自治体運営を担うために、目標達成型の組織体制づくりとともに、高い資質と能力を備えた人材の育成を行うことが必要です。

そのため、目標達成型の組織づくりとともに、職員の能力開発や意識改革を行うための職員研修や、意識向上を図るための仕組みづくり、職員の主体的な能力開発と処遇への適正な反映を行うための人事評価制度を導入し、ニーズの変化に対応できる人材を育成する仕組みを構築します。

また、事業の選択と集中を行うことで、効率的かつ効果的な人員配置を行い、職員数の適正化を図ります。

【取組項目】

- ①職員定数の適正化を行います。
- ②目標達成型の組織づくりを進めます。
- ③人材育成を推進します。
(職員研修の充実)
- ④職員の意識向上を図ります。
- ⑤人事評価制度を導入します。

3. 財政運営の健全化

当町の財政状況は、人口減少と景気の低迷、合併算定替による財政上の特例措置が段階的に消失することにより、厳しさを増してくるものと予測されます。今後必要とされるサービスを確実に提供していくため、高度化・多様化する行政課題に適切に対応していくために、引き続き健全な財政を維持していく必要があります。

そのため地方自治の使命である最小の経費で最大の効果を挙げることを基本として、歳入及び歳出の見直しに努めます。

(1) 歳出の見直しを行います

事業の選択と集中により経費の節減または合理化を継続して進めるとともに、公共事業や補助金の見直しなどを進めていく必要があります。また、企業会計や特別会計への多額の繰出しにより一般会計の健全化が損なわれる可能

性があることから、各会計の財政状況を的確に分析しながら町全体の財政状況の健全化を進めます。

【取組項目】

- ①事業の選択と集中により経費の節減または合理化を図ります。
- ②公共事業の見直しを進めます。
- ③補助金の見直しを進めます。
- ④繰出基準を明確化します。

(2) 町税等の収入（自主財源）の確保に努めます

将来にわたり住民が必要とするサービスを確実に提供していくためには、町税等の収入確保が不可欠です。特に町税は自主財源の半分近くを占めていますので最重要課題です。

町税の増収を図っていくためには、当町の地域産業の活性化と雇用創出が必要であることから、総合計画に掲げる政策展開が推進されるよう全力を挙げて取り組みます。

使用料・手数料については受益者負担の適正化の観点から改めて検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、広告収入の確保や資産の有効活用、ふるさと納税の取り組みを推進します。

【取組項目】

- ①町税の増収を図ります。
- ②国民健康保険税の適正な確保に努めます。
- ③資産の有効活用を図ります。
- ④使用料・手数料の見直しを進めます。
- ⑤新たな収入財源の研究を積極的に進めます。
- ⑥ふるさと納税の取り組みを進めます。

(3) 施設のあり方の検討を進めます

町村合併や人口減少等、当町を取り巻く環境の変化により、施設の設置目的や用途が類似している施設、利用状況が悪化した施設等が存在しています。公共施設を有効に活用するため、利用実態を調査し、利用実態にあった施設の位置づけ、管理方法や統廃合を含めた施設のあり方について検討を進めます。

【取組項目】

- ①公共施設の再編・統廃合を検討します。
- ②公共施設の利用やあり方、位置づけの見直しを行います。
- ③小中学校の跡地利用について検討します。